

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する

重要事項説明書

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 桜寿会
- (2) 法人所在地 栃木県宇都宮市逆面町261-1
- (3) 代表者職氏名 理事長 櫻井 みつ江

2 事業の目的

利用者が可能な限りその居宅において、その尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、各関係機関との連携に配慮し、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画を作成するとともに、サービス提供事業者と連絡調整その他の便宜の提供を行う。

3 運営方針

- (1) 利用者の心身状態の改善または悪化の防止に資するよう、利用者が可能な限りその居宅において、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるように配慮します。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者及び介護予防・生活支援サービス事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- (4) 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、医療機関、他の居宅支援事業者、介護予防サービス事業者及び介護予防・生活支援サービス事業者等との連携に努めます。

4 事業所の概要

(1) 指定介護予防支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業者名 田原地域包括支援センター
所在地 栃木県宇都宮市上田原町 3 4 6 - 1 8 1 階
連絡先 (TEL) 0 2 8 - 6 7 2 - 4 8 1 1 (FAX) 0 2 8 - 6 7 2 - 4 8 1 2
指定番号 0 9 0 2 1 0 0 0 5 6
実施地域 宇都宮市田原中学校区域

(2) 事業所の職員体制

保健師等 1 名以上
主任介護支援専門員等 1 名以上
社会福祉士等 1 名以上

(3) 営業日及び営業時間

営業日 月曜日から金曜日
(ただし、祝日、12月29日から翌年の1月3日を除く)
営業時間 午前8時30分 から 午後5時30分
電話対応は、24時間対応。

5 利用料及びその他の費用

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントについては、原則として利用者負担はありません。

6 サービスの提供方法及び内容

地域包括支援センターは、介護予防支援事業所及び地域包括支援センターとして市から指定及び委託を受け、「要支援認定者」及び「事業対象者」及び第1号事業を継続的に利用する要介護者（介護給付によるサービスを併用する者を除く。）からの依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、利用者及びその家族の希望等を勘案し、利用する指定介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス等の種類及び内容、これを担当する者その他厚生労働省で定める事項を定めた計画（以下「介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画」という）を作成するとともに、当該介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画に基づく指定介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービス等の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者、その他の者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

(1) 利用申し込みの受付

要支援認定を受けた利用申込者及び事業対象の利用申込者に対して、重要事項を説明し同意を得た上で、利用申込者に所定書類に必要事項を記入してもらい、市町村に届け出ます。

(2) 契約締結

指定介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスの利用ができるよう利用申込者と地域包括支援センター間において契約を締結します。

(3) アセスメント

市町村から認定調査結果や主治医意見書を入手し、利用者宅を訪問し、所定のアセスメント事項により利用者及び家族に対しアセスメントを行います。

(4) 介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画原案の作成

アセスメント結果等をもとに、どのような支援が必要かを利用者と調整し、利用者と合意した結果に基づき、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画原案を作成します。

(5) サービス担当者会議の開催

サービス担当者会議の開催等により、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画原案について専門的な意見を聴取します。

(6) 介護予防サービス計画書及び介護予防ケアマネジメント計画の交付

利用者、家族に説明し同意を得た後、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画書を利用者又は家族に交付します。

(7) サービスの提供

介護予防サービス事業者及び介護予防・生活支援サービス事業者に対し、介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画に基づき適切にサービスが提供されるよう連絡調整等を行います。

(8) モニタリング

少なくとも3ヶ月に1回は、利用者宅を訪問して面接します。それ以外の月は電話等で利用者の状況を確認し、実施状況を把握します。当該サービス事業所からも月1回、聴取します。

(9) 評価

介護予防サービス計画及び介護予防ケアマネジメント計画で定めた期間の終了時には、目標の達成状況について評価を行います。

7 守秘義務・個人情報保護

田原地域包括支援センターが、業務上知り得た利用者やその家族の個人情報については、正当な理由なく第三者に洩らすことはありません。サービス担当者の会議等で個人情報を利用する場合は、利用者や家族の同意を前もって得るとお約束します。

8 事故発生時の対応

田原地域包括支援センターは、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合には、速やかに、宇都宮市、利用者の家族等に連絡を行なうとともに、必要な措置を講じます。

9 苦情の受付

苦情担当窓口 (1) 田原地域包括支援センター 相談担当者 印南 玄子

電話番号 028-672-4811

受付時間 月曜日 から 金曜日

午前8時30分 から 午後5時30分

(ただし、祝日、12月29日から翌年の1月3日を除く)

(2) 宇都宮市役所 高齢福祉課 介護サービスグループ

電話番号 028-632-2906

(3) 栃木県国民健康保険団体連合会・苦情相談窓口

電話番号 028-643-2220

【平成23年4月1日 改訂】

【平成23年10月1日 改訂】

【平成24年4月1日 改訂】

【平成24年5月1日 改訂】

【平成27年4月1日 改訂】

【平成29年4月1日 改訂】

【令和 3年4月1日 改訂】

【令和 5年4月1日 改訂】

【令和 6年1月1日 改訂】

【令和 6年3月29日 改訂】

【令和 6年9月1日 改訂】

【令和 7年7月16日 改訂】

【令和 7年9月1日 改訂】

同意書

令和 年 月 日

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供の開始にあたり、事業者は、本書面により重要事項の説明を行い、利用者はこれを了承しました。

指定介護予防支援事業者・地域包括支援センター
社会福祉法人 桜寿会 田原地域包括支援センター

説明者氏名 印南 玄子 印

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印
利用者との続柄